

# 政府が進めるガバメントクラウドの 取組み概要と現状

政府が進めるガバメントクラウドの取組み概要や求められるアーキテクチャー等の解説

シリーズ第1回

本稿では、国および地方公共団体におけるガバメントクラウドの取組みに着目して取組み概要やガバメントクラウドを利用する際に求められるアーキテクチャー、地方公共団体における検討状況について取組みをご紹介します。

## 1. 政府におけるデジタル施策

政府では、令和2年（2020年）「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が策定され、令和3年（2021年）9月1日にデジタル庁が発足しました。デジタル庁はこの国の人々の幸福を何よりも優先し、国や地方公共団体、民間事業者などの関係者と連携して社会全体のデジタル化を推進する取組みを牽引しています。

デジタル技術の進展によりデータの重要性が飛躍的に高まるなか、日本で世界水準のデジタル社会を実現するには、目指すべき将来像を描き、構造改革、地方の課題解決、セキュリティ対策といった多くの取組みを関係者が一丸となって推進する必要があります。こうした状況を踏まえ、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月改定）が策定されました。本計画は、目指すべきデジタル社会の実現に向けて、政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策が明記され、また、本計画をもとにデジタル庁が中心となって、各府省庁と連携した構造改革や個別の施策が推進されています。

## 2. デジタル社会の実現に向けた重点計画

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」では政府におけるさまざまなデジタル施策が定義されていますが、「第6 デジタル社会の実現に向けた施策」のなかの「国の情報システムの刷新」として、新府省間ネットワーク構築等のネットワークの整備、府省LANと認証基盤の統合等とともに、ガバメントクラウドの整備について明記されています。ガバメントクラウドは、クラウドサービスの利点を最大限に活用することで迅速、柔軟、セキュアかつコスト効率の高いシステムを構築し、利用者への利便性の高いサービスの提供を目指したものです。

また、「地方の情報システムの刷新」は、地方公共団体の職員が真に住民サービスを必要とする住民に手を差し伸べることができるように、住民サービスの向上を目指し、業務全体のコストを抑え、他ベンダーへの移行をしやすくする競争環境の確保を目指すものです。地方公共団体では、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第6条第1項および第7条第1項に規定する標準化基準への適合とガバメントクラウドの活用を図り、令和7年度を目標として地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化を進めています。

地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化は、ガバメントクラウドの活用を前提に進んでおり、また、新府省間ネットワーク構築や府省LANと認証基盤の統合も平行して進んでいます。これらの政策は相互に連携し、「国のデジタル基盤整備」という形で進められています。以下、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」を踏まえ、KPMGジャパン ガバメント・パブリックセクターがまとめた関連する取組みスケジュールを示します。

図1 取組みスケジュール（デジタル社会の実現に向けた重点計画を元に弊社作成）

重点計画 工程表 (検討に影響する施策を一部抜粋)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
<b>■地方の情報システムの刷新</b> <仕様作成・仕様の調整> - 地方公共団体情報システム標準化基本方針の策定等 - 標準化基準における共通事項の策定等 - 制度所管府省による標準化基準の策定 - 統一・標準化を進めるための支援 <標準準拠システムへの移行> - ガバメントクラウド先行事業 - 標準準拠システム開発 - 標準準拠システムへの移行 - ガバメントクラウド利用地方公共団体順次拡大 - 標準準拠システムへの移行 インフラの検討に当たっては、「三層の対策」の抜本的な見直しを含め、ガバメントクラウドの活用を前提とした新たなセキュリティ対策の在り方について、常時診断・対応型のセキュリティアーキテクチャの採用も見据えながら、政府における実証研究を含めた技術的検討及び各地方公共団体の取組状況を踏まえて、国・地方を通じたネットワーク環境と統合的に検討を進める。	仕様策定・仕様の調整 ※1 (データ要件・連携要件等、20業務の機能要件)	※1 公共サービスメッシュ (仮称) との連携にも留意 ガバメントクラウド先行事業 (地方公共団体、一部稼働) 地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書 非機能要件の標準等			
<b>■国の情報システムの刷新</b> <ガバメントクラウドの整備> - 国の情報システムにおける複数のクラウドサービスの利用環境の整備・運用 <ネットワークの整備 (GSS)> - 新府省間ネットワークの構築 - 全国ネットワークの整備 <府省LANと認証基盤の統合> - 府省LAN統合 - 公的機関統一ID基盤の構築 <マイナポータル抜本的改革> - 全ての地方公共団体によるマイナポータルへの接続の実現 - 各業務システムとの連携処理 <スマートシティ>		調査・基礎構築 整備・実証	現行拠点への接続開始 評価検証	各府省順次切り替え後、本格運用に移行 一部運用開始、その後本格的運用に移行 令和4年度 (2022年度) 以降の各府省ネットワーク環境の更改等を契機に統合を原則として検討・対応 本格的運用	
				ガバメントクラウド利用地方公共団体 順次拡大 標準準拠システムへの移行 (地方公共団体はガバメントクラウドを活用し、標準準拠システムを利用)	
				データ連携基盤側で例外的に蓄積すべきデータの範囲、標準化すべきデータ項目等について関係府省庁が連携して検討 データ連携、サービス実装に向けた課題を整理し、横展開 共通のアーキテクチャを参照したデータ連携基盤の導入、技術の実装 3D都市モデルの整備等を通じ、スマートシティの全国での実装を推進	

### 3. 地方の情報システムの刷新に向けた取組み状況

地方公共団体基幹業務システムに関する標準仕様の検討は所管府省庁を中心に進められており、現時点までに全業務の標準仕様が出揃った状況となっています。(以下、「表1 標準仕様の作成・改定状況」を参照)

表1 標準仕様の作成・改定状況 (記事執筆時点)

業務名	版数
住民記録	3.0版
戸籍の附票	1.0版
印鑑登録	2.0版
基幹税務 (固定資産税、個人住民税等)	2.0版
選挙人名簿管理	1.0版
国民健康保険	1.0版
介護保険、障害者福祉	2.0版
児童扶養手当、生活保護、後期高齢者医療、国民年金、健康管理	1.0版
就学 (学齢簿作成、就学援助認定等)	2.0版
児童手当、子ども・子育て支援	1.0版
戸籍	1.0版

また、上記と合わせてデジタル庁、総務省等を中心に以下の取組みも平行して進められており、これらの情報をもとに、目標である令和7年度に向けて、地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化に関する具体的な検討を地方公共団体や関連する事業者が進めている状況です。

表2 各所管府省庁による取組み（記事執筆時点）

取組み	ドキュメント名・概要	提供状況
データ要件・連携要件の標準	<p>■地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書</p> <p>地方公共団体の基幹業務システムは内外の業務システムと多数の情報連携によってサービスを提供している。本仕様は業務システム間の連携についてデータ要件・連携要件に関する標準仕様を定めたもの。</p>	1.0版
非機能要件の標準	<p>■地方公共団体情報システム非機能要件の標準</p> <p>基幹業務システムに共通する事項である非機能要件の標準（標準非機能要件）を定めたもの。デジタル庁が実施する「ガバメントクラウド先行事業における調査研究」の検討状況や地方公共団体からの意見等踏まえて内容を拡充。</p>	1.1版
	<p>■地方公共団体の情報システムのクラウド利用等に関する情報セキュリティポリシーガイドライン改定方針</p> <p>地方公共団体の情報システムにおけるガバメントクラウドの活用に向けて実施すべきセキュリティ対策のガイドラインを定めたものであり、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の次期改定において記載する予定の項目について現在の方針を整理したものの。</p>	—
ガバメントクラウドの活用	<p>■地方自治体によるガバメントクラウドの活用について（案）</p> <p>地方公共団体がガバメントクラウドを活用できるようにするための各種情報整理。</p>	令和3年1月 令和3年9月、12月 改定
共通機能の標準	<p>■地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書</p> <p>基幹業務システムの共通機能である申請管理機能、庁内データ連携機能、住登外者宛名番号管理機能、団体内統合宛名機能、EUC機能等について標準仕様書を定めたもの。</p>	1.0版
その他	<p>■地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化における各種IDの管理方針</p> <p>■地方公共団体の基幹業務システムの標準仕様書についてのバージョン管理方針</p>	令和4年8月 令和4年8月

## 4. ガバメントクラウド整備の取組み

上記と同期を取って進められているのが「国の情報システムの刷新」に定義されている「ガバメントクラウド」の整備です。ガバメントクラウドは地方公共団体だけでなく、府省の情報システムも利用する政府の基盤機能です。本格的な利用開始は令和5年度以降になると予想されます。これまでの取組み経緯を簡単にご紹介すると、まず、2018年6月各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議にて「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」が決定されました。これは、クラウドバイデフォルト原則を具体化し、各府省が効果的なクラウドサービスを採用し、かつクラウドサービスを効果的に利用するにあつてのクラウドサービス利用検討フェーズにおける基本的な考え方を示すものとして発表されたものです。本方針は2022年5月に改定され、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの適切な利用に係る基本方針」としてタイトルも改変されています。旧方針では「クラウドファースト」（先ずはクラウド利用を検討する）が目的とされていたところ、本方針では「クラウドスマート」（クラウドを賢く適切に利用する）に改定されており、クラウドの「マネージドサービス」と「IaC(Infrastructure as Code)」の採用やアプリケーションのモダン化等が具体的に示されています。政府の基盤となるガバメントクラウドの検討は、上記の取組みを踏まえて進んでいる状況です。

ガバメントクラウドは、政府の情報システムについて共通的な基盤・機能を提供する複数のクラウドサービス（IaaS、PaaS、SaaS）を利用可能な環境となっています。令和3年10月にawsおよびGCPが採択され令和4年10月にはMicrosoft Azure、Oracle Cloudが追加されてCSP（Cloud Service Provider）事業者は計4社となり、利用者が最適なクラウドサービスを選択できるようになっています。

令和7年度の地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化に向けて基幹業務等の各標準仕様や共通仕様が出揃い、また、利用するガバメントクラウドが追加で採択されるなど、地方公共団体が検討を本格的に進めるために必要な条件が整ってきました。これらの条件を踏まえて、今後、地方公共団体では基幹業務システムの標準仕様化と合わせて、ガバメントクラウドの活用可否を今後検討することとなるでしょう。

## 編集・発行

### KPMG ジャパン

セクター統轄室

[Sector-Japan@jp.kpmg.com](mailto:Sector-Japan@jp.kpmg.com)

ガバメント・パブリックセクター

[home.kpmg/jp/government-public](https://home.kpmg/jp/government-public)

Microsoft Azure は Microsoft Corporation の米国およびその他の国における 商標または登録商標です。  
Oracle はオラクルおよびその関連会社の登録商標です。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対峙するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供しよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査したうえで提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2022 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.